

5 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

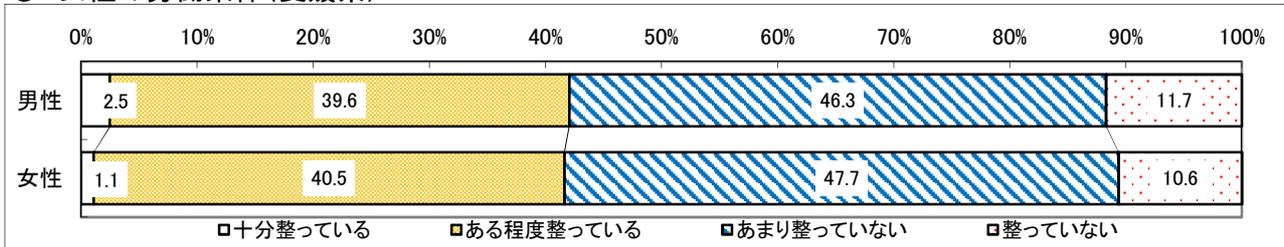
(1) 男女均等な雇用環境の整備

少子・高齢化による労働者人口の減少に伴い、これまで以上に女性の労働力の活用が進んでいます。

本県でも女性の雇用者は、平成14年度の約248千人から平成29年度には約273千人と増加し、雇用者全体に占める割合は45.1%（総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」）となっています。

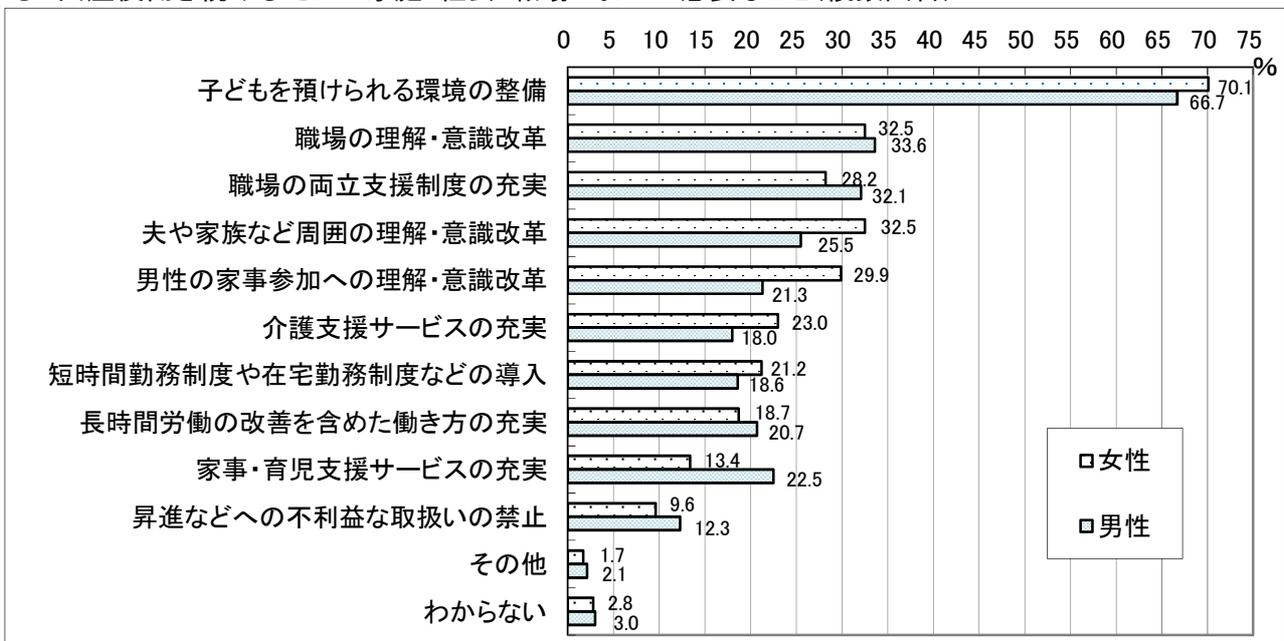
世論調査でも、女性が出産後も継続して就業するためには、女性からの意見として、「子どもを預けられる環境の整備」、「職場の理解・意識改革」、「夫や家族など周囲の理解・意識改革」等が必要だという意見も多く、雇用環境の整備や意識改革が強く期待されています。

○ 女性の労働条件(愛媛県)



資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 出産後働き続けるために家庭・社会・職場において必要なこと(複数回答)



資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

(2) 職業生活における女性の活躍推進

これまで出産・育児等により離職せざるを得なかった女性も、男女雇用機会均等法や育児休業法等による施策の推進により離職者が減少しており、それに伴い、いわゆる「M字カーブ問題」の底となっていた30歳～39歳の女性の労働力率が上昇しています。

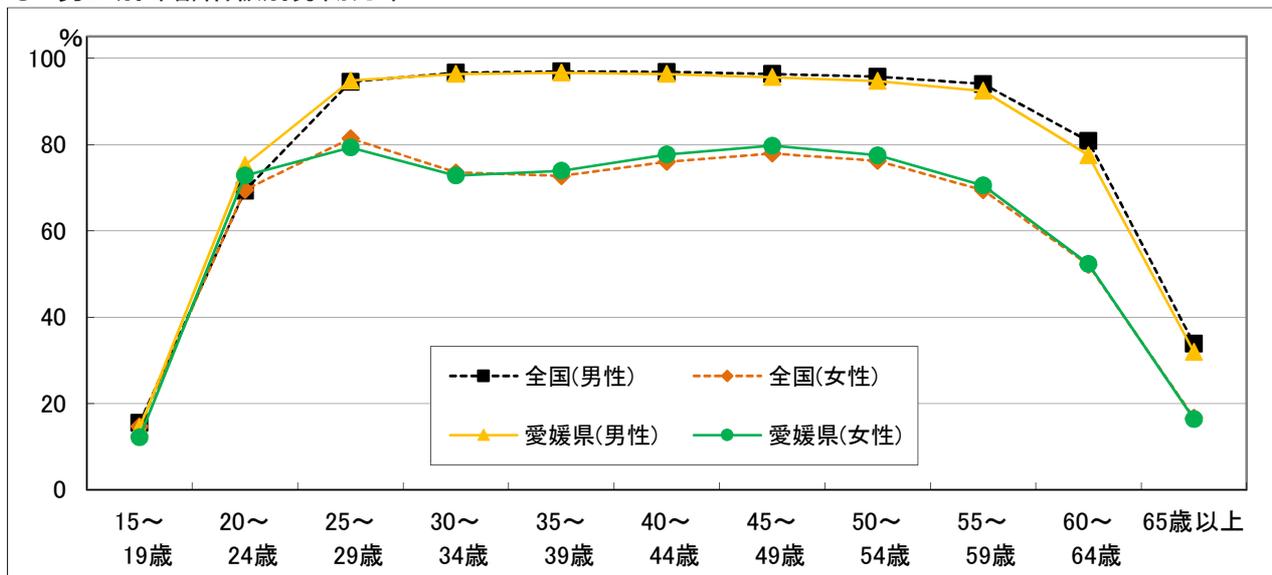
また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことを受け、法の定める一般事業主行動計画策定(中小企業は努力義務)に結び付けていくための前段階として、女性登用等の自主目標の設定を県内企業・団体に対して進め、現在設定事業所数は1,157事業所(令和3年2月末時点)となっています。さらに、平成29年からは男女共に働きやすく働きがいのある職場を目指して愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進しており、現在宣言事業所数は884事業所(令和3年2月末時点)となっています。

ひめボスとは・・・

愛媛の活性化を願い、愛媛で働く人を応援する上司(経営者・管理者)のこと。対象は男性に限らず女性も含まれます。



○ 男女別年齢階級別労働力率



資料出所:総務省統計局「平成27年国勢調査報告」

※労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

(3) 農林水産業における男女共同参画の促進

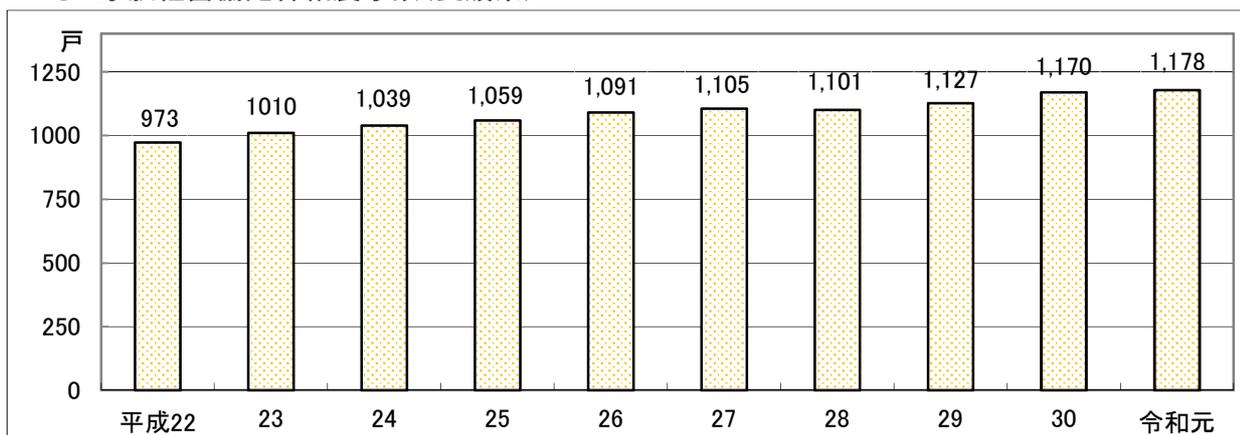
農林水産業を支え、発展させていくうえで、女性は重要な役割を果たしていますが、農山漁村では依然として固定的な性別役割分担意識や古い習慣が残っています。

農業協同組合役員女性の数は、20人(平成24年7月)から増加して35人(令和2年7月)となっています。漁業協同組合役員は1人(令和2年7月)、森林組合役員数は1人(令和2年12月)となっています。また、農業委員のうち女性は、6.4%(平成24年4月)から7.2%(令和2年4月)に増加しています。家族経営協定数は、平成24年度には1,039戸でしたが、現在は1,178戸(令和2年3月)と増加しています。

項目	H22	H27	R2
農業協同組合役員数に占める女性の割合	4.9%	7.0%	9.3%
漁業協同組合役員数に占める女性の割合	0.6%	0.5%	0.7%
森林組合役員数に占める女性の割合	0.4%	0.0%	0.5%

資料出所:愛媛県農林水産部調べ

○ 家族経営協定締結農家数(愛媛県)



資料出所:愛媛県農産園芸課調べ

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。